

京都市債権管理規則を公布する。

平成29年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第42号

京都市債権管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（以下「法」という。）及び地方自治法施行令（以下「令」という。）の債権の管理に関する規定の実施並びに京都市債権管理条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(管理台帳の記載事項)

第3条 条例第5条に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の債権の名称及び発生した年月日
- (2) 債務者の氏名、住所及び連絡先（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び連絡先並びに事務所又は事業所の所在地）
- (3) 本市の債権の額及び履行期限
- (4) 督促をした日（督促状（第4条第3項の規定により督促をする際に発する書面をいう。以下同じ。）による場合にあつては、督促状が債務者に到達した日（当該日が判明しないときは、督促状を発した日））及び督促の状況
- (5) 履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に関する事項
- (6) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- (7) 強制徴収債権（本市の債権のうち、地方税法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。以下同じ。）の滞納処分その他その保全及び取立てに関する措置並びに納税の猶予（地方税の滞納処分の例による場合にあつては、徴収の猶予）、換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事項
- (8) 令第171条の2から第171条の7までの規定による強制執行その他その保全及び取立て並びに徴収停止、履行期限の延長及び免除に関する事項
- (9) 時効の中断に関する事項

(10) 条例第7条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関する事項

(11) 債務者との交渉の経過

(督促の時期及び方法)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは他の規則に特別の定めがある場合を除き、法第231条の3第1項及び第240条第2項の規定による督促は、履行期限後30日以内にするよう努めなければならない。

2 前項の督促は、法令又は条例若しくは他の規則に特別の定めがある場合を除き、原則として当該督促をする日から15日以内の日を履行期限として指定してするものとする。

3 第1項の督促は、原則として書面によりするものとする。

(強制執行等の時期)

第5条 令第171条の2各号列記以外の部分に規定する相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(債権の放棄の要件)

第6条 条例第7条第1項第3号に規定する別に定めるものは、令第171条の4第1項の規定による債権の申出及び債務者による債務の弁済（債務者が財産の処分（強制執行及び担保権の実行によるものを除く。）により得た金銭の全額（市長が認める当該債務者の他の債務の弁済金及び当該処分に要する費用の額を除く。）を本市の債権の金額に充当するもので、市長が認めたものに限る。）とする。

2 条例第7条第1項第5号に規定する別に定める期間は、3年とする。

(市会への報告事項等)

第7条 条例第7条第2項の規定により市会に報告する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 放棄することを決定した非強制徴収債権の名称、件数及び金額

(2) 放棄する根拠となる条例の条項並びに条項ごとの非強制徴収債権の件数及び金額

2 条例第7条第2項の規定による市会への報告は、放棄することを決定した年度に係る決算の審査期間に行うものとする。

(滞納処分に関する事務に従事する職員に係る権限の委任)

第8条 市長は、他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、必要があると認めるときは、法第153条第1項の規定により、強制徴収債権の滞納者の財産に関する調査のための質問又は検査並びに滞納者に係る搜索又は財産の差押えに関する事務に従事する職員に対し、当該事務に係る国税徴収法に規定する徴収職員の権限又は地方税法に規定す

る徴税吏員の権限を委任することがある。この場合において、市長は、当該職員に対し、滞納者財産検査及び差押職員証（別記様式）を交付する。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、法及び令の債権の管理に関する規定の実施並びに条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第8条関係）

（表面）

		第	号
	滞納者財産検査及び差押職員証		
所 属			
職 名			
氏 名			
		年	月 日生
	年	月	日交付
		京都市長	印

（裏面）

<p>1 本証は、本市の債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分 の例により処分することができるものの滞納者の財産に関する調査のための質問若 しくは検査又は滞納者に係る捜索若しくは財産の差押えを行う場合には、必ず携 帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

（行財政局資産活用推進室）